

北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーD^{ドゥ}o）のロゴについて

令和2年（2020年）1月24日
経済部食関連産業室

ヘルシーD^{ドゥ}oについては、平成25年4月から運用を開始し、商品が認定されたことの周知を図るため、認定マークを導入しました。

平成27年6月には、ヘルシーD^{ドゥ}o制度を認識しやすく、かつ、健康に関する訴求効果が図られるよう「ヘルシーD^{ドゥ}oロゴ」を導入し、さらなる制度周知及び普及啓発に活用してきました。

この度、ヘルシーD^{ドゥ}oロゴの取扱いを次のとおりとしたのでお知らせします。

1 ヘルシーD^{ドゥ}oロゴ



※ 認定マークとは異なるので、ご注意ください。

2 商標権

ヘルシーD^{ドゥ}oロゴに関する商標権は、北海道が所有します。

（このマークは、平成31年3月1日付けで、北海道の名義により商標登録されました。）

3 使用上の注意事項





- (1) 図と文言を一体として、ヘルシーD^{ドゥ}oロゴとします。文言を図の下に配置するなどの改変や、図と文言を完全に分離して使用することはできないのでご注意ください。
- (2) ロゴの使用は、認定商品に限り使用できます。
- (3) ロゴを使用するか否かは、事業者の任意です。新たに認定商品に使用することも可能ですが、その場合は、北海道食品機能性表示制度認定手続要領3に定める別記第5号様式「認定商品変更等届出書」によりパッケージの変更を届け出てください。
- (4) ロゴを使用する場合は、認定内容について消費者に誤認を与えないよう十分にご配慮ください。特に、誤認を与える可能性があるると判断される場合は、使用を認めない場合もありますのでご注意ください。

※認められない例：ヘルシーD^{ドゥ}oの認定対象ではない機能性素材の近くにロゴを表示し、その素材があたかもヘルシーD^{ドゥ}oの認定対象であるかのような印象を与える場合 など



(5) カラー指定は、以下のとおりとします

基本ロゴ・指定色 カラー表現とモノクロ表現は掲載するメディアに合わせて使用して下さい。
ロゴと十分なコントラストのない背景色上での使用や、反転表示はしないで下さい。

●カラー原稿の場合 full color application

	4色プロセスカラー M100・Y100	DIC2496
	4色プロセスカラー C70・M15・Y15	DIC98
	4色プロセスカラー C40・M5・Y100	DIC2544
	4色プロセスカラー K90	DIC516

●モノクロ原稿の場合 Single color application

	4色プロセスカラー K80
	4色プロセスカラー K60
	4色プロセスカラー K40
	4色プロセスカラー K90



※ 以上によりがたい場合は、白抜き（ネガ）での使用も認めるものとします。

(6) ご不明な点がある場合は、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ

電話：011-204-5226（ダイヤルイン）

FAX：011-232-8860